

令和 7 年 8 月 4 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく安芸高田市職員措置請求について、下記のとおり同条第 5 項の規定に基づき監査したので、その結果を公表する。

安芸高田市監査委員 品川 忠治

安芸高田市監査委員 宍戸 邦夫

記

第 1 監査の請求

1 請求人

住所 安芸高田市

氏名 省略

2 本件請求の要旨

本件請求の要旨は、請求書記載事項及び事実証明書からおおむねつぎのとおりであると認めた。

令和 3 年度から令和 6 年度にかけて A 社と随意契約をした委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務は、業務委託契約約款に違反して安芸高田市の承諾が無いまま地域おこし協力隊員へ再委託がなされ、委託料のうち指導管理費相当額が中抜きされている。

安芸高田市は、これらの事業の執行を全く監理せず、A 社と癒着し共犯であったといえる。

したがって、安芸高田市が A 社に支払った委託料のうち、指導管理費相当額 1,560,000 円は不当な支出であり、是正することを求める。

3 請求の受理

本件請求は、令和 7 年 5 月 30 日付けで提出され、形式審査の結果、請求を適格なものとして同年 6 月 9 日付けで受理した。

第 2 請求の要件審査

1 請求の対象となる行為

本件請求の要旨によると、請求人が不当な支出であると主張するつぎの業務に係る財務会計上の行為が、請求の対象になると認められる。

- (1) 令和 3 年度委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務
- (2) 令和 4 年度委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務
- (3) 令和 5 年度委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務

(4) 令和6年度委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務

2 請求期間

住民監査請求をすることができる期間は、法第242条第2項において、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定され、当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為を示すものと解される。

そして、最高裁判所判例(平成14年7月16日判決)によれば、「支出負担行為、支出命令及び支出については、法第242条第2項本文所定の監査請求期間はそれぞれの行為のあつた日から各別に計算すべきもの」と判示している。

請求の対象に係る財務会計上の行為はつぎのとおりである。

請求の対象	支出負担行為日	支出負担行為額	支出命令日	支出命令額	支出日
(1) 令和3年度 委託型（民間連携型）地 域おこし協力隊活動サポ ート業務	令和3年 4月1日	4,400,000	令和3年 6月30日 令和3年 9月30日 令和4年 1月4日 令和4年 3月31日	1,100,000 1,100,000 1,100,000 1,100,000	令和3年 7月27日 令和3年 10月19日 令和4年 2月1日 令和4年 4月28日
(2) 令和4年度 委託型（民間連携型）地 域おこし協力隊活動サポ ート業務	令和4年 4月1日	8,800,000	令和4年 8月5日 令和4年 10月27日 令和5年 1月30日 令和5年 3月31日	2,200,000 2,200,000 2,200,000 2,200,000	令和4年 8月30日 令和4年 11月18日 令和5年 2月28日 令和5年 4月27日
(3) 令和5年度 委託型（民間連携型）地 域おこし協力隊活動サポ ート業務	令和5年 4月1日	8,800,000	令和5年 9月13日 令和5年 10月25日 令和6年 1月10日 令和6年 4月1日	2,200,000 2,200,000 2,200,000 2,200,000	令和5年 10月3日 令和5年 11月14日 令和6年 1月30日 令和6年 4月25日
(4) 令和6年度 委託型（民間連携型）地	令和6年 4月1日	4,400,000	令和6年 7月3日	1,100,000	令和6年 7月23日

域おこし協力隊活動サポート業務			令和6年 10月2日	1,100,000	令和6年 10月29日
			令和7年 1月10日	1,100,000	令和7年 1月28日
			令和7年 3月31日	1,100,000	令和7年 4月24日

本件請求の日は、(4)のいずれの財務会計上の行為からも1年を経過していないため、(4)に対する請求期間は適法である。しかし、(1)から(3)の財務会計上の行為からは1年を経過しているため、法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」がなければ同項の請求期間制限の規定に反し、(1)から(3)に対する請求期間は不適法なものとなる。

広島地方裁判所判例(昭和56年9月30日判決)によれば、「当該行為がきわめて秘密裡に行われ1年を経過した後、初めて明るみに出たような場合や天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過したような場合で、1年を経過したものについて特に請求を認めなければ著しく正義に反すると考えられる場合のみ、同項但書にいう「正当な理由のあるとき」に該当するものと解すべきである。」と判示している。

また、最高裁判所判例(昭和63年4月22日判決)によれば、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」と判示している。

請求人は、安芸高田市がA社と随意契約した(1)から(3)の業務を含む16件の業務委託契約に関して疑義があるとして、令和6年7月に議会へ調査要望書を提出している。

また、請求人は、A社に会計文書の開示請求を行い、令和7年3月5日に文書が開示され、安芸高田市にA社の再委託に関する情報公開請求を行い、5月7日付けで回答を受けている。

これらのことから、請求人は令和6年7月までには(1)から(3)の業務の疑義を認識していたと考えられ、また、再委託の有無の情報は、もう少し早い時期に情報公開請求を行うなど相当の注意力を持って調査すれば入手可能であったため、(1)から(3)の財務会計上の行為から1年を経過して提起されたことに正当な理由は認められない。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求の対象のうち、請求期間が適法な次の事項を監査の対象とした。

- (1) 令和6年度委託型(民間連携型)地域おこし協力隊活動サポート業務(以下「本件業務」という。)の財務会計上の行為は違法又は不当なものであったか。
- (2) 本件業務の財務会計上の行為によって市に財産上の損害が発生したか又は発生する恐れがあるか。

2 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定により、令和7年6月23日に請求人の陳述を聴取した。

陳述の要旨は、おおむね本件請求の要旨を補充するものであると認めた。

3 監査対象機関

企画部を対象に監査を実施した。企画部の説明及び弁明は次のとおりであった。

(1) 本件業務の概要

ア 目的

地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）の力が地域で発揮され、その活動が安芸高田市及び関係者の発展につながる活動となるよう支援する役割を担う。

イ 概要

協力隊員の活動支援・指導及びそれに伴う事務処理（市が義務づける会議等への参加、面談の実施）。協力隊員の活動費の支払い（人件費相当、活動費相当）。

ウ 実績

3年目となるN協力隊員のサポートを実施した。

オ 成果と課題

N協力隊員は、協力隊員として培った経験と地域とのネットワークを活かし、協力隊員の卒業と同時に自身の目標であった飲食店の開業を実現した。

本市の協力隊員のサポートの仕組みが、任期である3年間の活動のための居住に留まらず、定住人口につながり、地域の賑わいを創る拠点もできたことは、大きな成果の一つと考えている。

市としても、協力隊員を採用するだけでなく、活動サポートにより、採用前の移住相談、卒業後の起業や定住等に向けた伴走支援の重要性を改めて認識する機会となった。

(2) 本件請求に対する企画部の説明等

ア 委託業務の再委託

本件業務は、庁内での事務だけでなく、地域を主な活動フィールドとする協力隊員の活動の自由度を高めるため委託型の協力隊活動の仕組みを運用したものである。

市から協力隊員に対して、任期中に実施する地域おこしに関わるテーマ（ミッション）を委嘱し、A社に対しては、協力隊員への人件費相当及び活動費の支払い、活動サポート（相談対応）を委託している。

協力隊員が任期中に実施するミッションについては、A社に委託しているものではないため、請求人の主張する再委託には当たらない。

イ 再委託による中抜き

本件業務は、協力隊員のサポート、協力隊員関連事務手続き、市への報告等で構成されている。

市は、協力隊員としてのミッションを協力隊員本人に委嘱しており、ミッションの実施に対する責任は協力隊員が負うものである。請求人の「業務の全部又は一部を第三者たる協力隊員に委託又は請け負わせている」という主張は当たらない。

指導管理費は、その内容を四半期に1回提出される業務実績報告書で確認し、それに基づいて支払っており、請求人の「管理経費をそのまま手にする」という主張は当たらない。

ウ 安芸高田市と A 社の癒着

本件業務の要件は、安芸高田市の協力隊員としての活動のあり方を理解し、適切に協力隊員の活動サポートができることであり、これが実施可能な業者は A 社しかいなかった。

市が直接雇用する協力隊員の処遇は国の標準額を参考に定めており、彼らとのバランスが取れる処遇になるよう設計書を作成し、国の標準額で見積書を提出した A 社の見積額と結果として同額になったものであり、請求人の主張は当たらない。

第 4 監査の結果

1 事実関係等の確認

(1) 本件業務委託契約について

ア 設計審査

設計額は 4,400,000 円で、設計審査は令和 6 年 1 月 17 日付けで決裁され、設計書の内訳はつぎのとおりである。

協力隊員活動費（人件費相当） 220,000 円×12 月＝2,640,000 円

協力隊員活動費（3 年目活動経費相当） 1,100,000 円×1 人＝1,100,000 円

指導管理費（3 年目） 260,000 円×1 式＝260,000 円

計 4,000,000 円 消費税 400,000 円 合計 4,400,000 円

イ 安芸高田市指名業者等選考委員会

令和 6 年 2 月 5 日の安芸高田市指名業者等選考委員会で審査を受けている。

随意契約理由はつぎのとおりである。

「本業務は、令和 3 年度と令和 4 年度に委嘱した委託型（民間連携型）協力隊員（計 2 名）の受入れ・活動支援・指導及びそれに伴う事務処理に係る業務である。協力隊員の活動を地域、市の発展に効果的につなげ、活動内容を隊員本人のやりがいあるものにしていくためには、継続したサポートが必要である。A 社は、過去 2 年間に渡り、当該業務を受託している事業者である。そのため、安芸高田市の協力隊員の現状を熟知しており、協力隊員のメンターとしての実績も勘案し、当者から見積を徴し、予定価格の範囲内で随意契約を締結する。」

ウ 契約

予定価格 4,000,000 円（税抜）2024 年 3 月 15 日設定

見積書提出 2024 年 3 月 19 日 見積業者 A 社

見積金額 4,000,000 円（税抜） 契約の相手 A 社

契約年月日 2024 年 3 月 27 日 契約金額 4,400,000 円（税込）

業務内容

協力隊員の活動支援・指導及びそれに伴う事務処理

協力隊員の活動費（人件費相当）の支払い

協力隊員の活動費（活動費相当）の支払い

委託期間 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日

エ 実績

四半期ごとに実施報告書が提出され、内容はつぎのとおりである。

○協力隊員の活動支援・指導及びそれに伴う事務処理

4月から6月分 13日 17時間 18件 (1on1 他)

7月から9月分 11日 15時間 11件 (1on1 他)

10月から12月分 8日 12時間 9件 (1on1 他)

1月から3月分 8日 21時間 10件 (1on1 他)

○協力隊員の活動費（人件費相当）の支払い

協力隊員へ毎月支払っている。

○協力隊員の活動費（活動費相当）の支払い

協力隊員へ毎月支払っている。

オ 支払

つぎのとおり部分払がされている。

区分	4月から6月分	7月から9月分	10月から12月分	1月から3月分
検査日	2024年7月1日	2024年9月30日	2025年1月6日	2025年3月31日
請求日	2024年7月3日	2024年10月2日	2025年1月10日	2025年3月31日
支払日	2024年7月23日	2024年10月29日	2025年1月28日	2025年4月24日
支払額	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円

2 判断

(1) 本件業務の財務会計上の行為は違法又は不当なものであったか。

ア 委託業務の再委託

本件業務の委託契約書の中で、再委託の禁止について、第4条で「乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合はこの限りでない。」と規定されている。そして、本件業務の再委託に関して、安芸高田市が承諾をした書類は存在しなかった。

請求人は、前述のとおり、本件業務が安芸高田市の承諾を得ずにA社から協力隊員へ再委託され、契約に違反していると主張している。

企画部の説明では、協力隊員としてのミッションは、協力隊員に委嘱されているものであり、再委託という主張は当たらないとしている。

本件業務の内容を仕様書で確認すると、「協力隊員の活動支援・指導及びそれに伴う事務処理（市が義務づける会議等への参加、面談の実施）、協力隊員の活動費（人件費相当、活動費相当）の支払い」となっている。さらに、別の資料をみると、①協力隊員のサポート（・市が協力隊員に委嘱したミッションの実現に向けて、活動のサポート・協力隊員の地域での活動、生活全般に係る相談対応）②協力隊員関連事務手続き（・協力隊員の人件費の支払い・協力隊員の活動費の支払い）③市への報告（・報告書の提出（4半期に1回）・連絡会議に参加（月に1回）・情報交換（適宜））となっている。

これらのことから、安芸高田市は、協力隊員へ「地域食材・ジビエ肉を使った加工品作り」というミッションを直接委嘱し、A社へは、協力隊員との面談や人件費の支払い等を内

容とする本件業務を委託している。

したがって、本件業務を受託した A 社が、その業務の全部又は一部を協力隊員へ再委託した事実は確認できない。

イ 再委託による中抜き

請求人は、前述のとおり、本件業務を A 社が協力隊員へ再委託し、人件費や活動経費を除いた指導管理費相当額を中抜きしたと主張している。

企画部の説明では、指導管理費は、その内容を四半期に 1 回提出される業務実績報告書により確認し、それに基づいて支払っており、請求人の「管理経費をそのまま手にする」という主張は当たらないとしている。

監査を実施した限り、A 社が企画部に提出した四半期ごとの実施報告書には、協力隊員との面談等の内容や活動費の支払い事務が記載され、企画部の検査を経ていることや、「地域食材・ジビエ肉を使った加工品作り」という業務を A 社が受託した事実は確認できないため、請求人の主張は理由がないと考える。

ウ 安芸高田市と A 社の癒着

請求人は、前述のとおり、安芸高田市が本件業務の執行を全く監理せず、A 社と癒着し共犯であったとさえいえると主張している。

企画部の説明では、本件業務を実施できる業者は A 社のみであり、随意契約に問題はなく、請求人の主張の根拠が不明であるとしている。

請求人の主張が事実であれば、行政の信頼を揺るがす大問題となるが、疑惑を示す有力な物的証拠や証言、公益通報等が確認できないことから、憶測の域を出ないものといえる。

(2) 本件業務の財務会計上の行為によって市に財産上の損害が発生したか又は発生する恐れがあるか。

前述のとおり、監査を実施した範囲において、業務の内容や委託料の支払いにおいて、違法又は不当なものは確認できないため、市に財産上の損害が発生したとは言えず、今後発生する恐れがあるとも言えない。

(3) 結論

以上のことから、本件請求については理由がないと判断し、棄却する。